

# 大口NEWS



こんにちは。だんだんと日が長くなってきましたね。

今回は、うれしいお知らせがあります。信託セミナーの第1回とっていいのかわかりませんが、ある金融機関からのご依頼により信託についての勉強会を実施することができました。テーマは「信託受益権に設定する質権」です。また、第2回目を3月3日に予定しております。

皆様にも随時ご案内できるように準備しておりますので、楽しみにしていただければと思います。

さて、今回は「種類株式」についてご案内いたします。

また、来年度の税制改正についてご案内致しますので、ご参考にしてください。

## 種類株式

### 種類株式とは？

株式の権利の内容が異なる、複数の種類の株式のことを種類株式といいます。

定款で定めることにより、発行することができます。

#### 【種類株式の種類一覧】

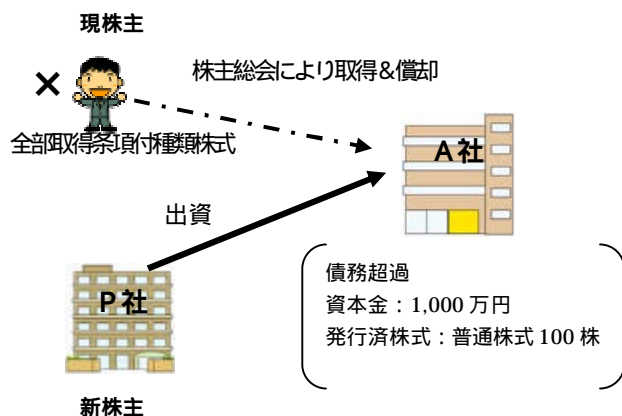
種別	株式名	種類
優先	剰余金配当優先株式	他の種類株式より、有利な条件で配当を受ける権利がある株式
	譲与財産分配優先株式	他の種類株式より、有利な条件で会社清算時に分配を受ける権利がある株式
制限	議決権制限株式	株主総会の全部又は一部について議決権を行使できない株式（議決権には興味がなく、配当に興味がある株主）
	譲渡制限株式	株式を譲渡する際、会社の承認を必要とする株式（この株式を発行する会社は非公開会社となり、そうでない会社が公開会社となります）
取得	取得請求権付株式	株主が所有している株式について、発行会社に取得を請求できる株式
	取得条項付株式	一定の事由が生じたことを条件として会社がその株式を取得することができる株式
	全部取得条項付株式	株主総会の特別決議によりその全部の株式を会社が取得することができる株式
支配	拒否権付株式（黄金株）	株主総会又は取締役会において決議すべき事項を拒否権付種類株主総会において拒否権により承認しないことができる株式
	取締役・監査役選任付株式	取締役・監査役を選任することができる株式（公開会社、委員会設置会社では発行不可）

その他、非公開会社においては、剰余金の配当、残余財産の分配及び議決権について、株主ごとに異なる取扱を定めることができます。

## 全部取得条項付種類株式を利用した 100%減資による事業再生

会社の再建策として資本（株主）の総入れ替えが必要な場合には、全部取得条項付種類株式が有効です。

【事例】債務超過のA社は、P社の支援を受けて事業を再生することにします。



- ・ 手続終了後、定款の種類株式発行の部分を削除し、元の状態にします。
- ・ 新株主の下、通常役員も変更します。

### 【基本的な手順】

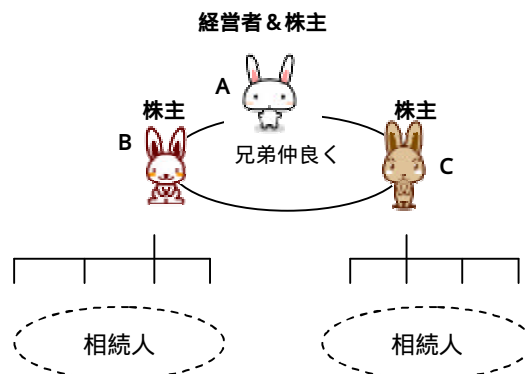
普通株式以外に新たに何らかの種類株式を発行するための定款の定めを設ける。  
 定款変更により、発行済株式100株をすべて全部取得条項付種類株式に変更する。  
 株主総会において、取得対価を0円として全部取得条項付種類株式の全部を取得する。  
 資本を0円にする減資手続きを行い、欠損処理。  
 第三者割当の方法によりP社の総数引受けにより100%株主となる募集株式の発行（増資）手続を行う。  
 取締役会において で取得した株式をすべて消却する。  
 ~ をすべて同日付で行います。

## 事業承継での種類株式の活用

【事例】経営者Aは、親の代からのP社を経営しています。そろそろ息子に事業を譲りたいと思っています。現在、P社の株式は、A、Aの兄弟B、Cが3分1ずつ保有しています。B、Cは、P社の経営は行っておらず、特に経営に口出することもなく兄弟円満にこれまできました。ただ、Aは今後、B、Cが亡くなり株式が分散してしまった時、経営権が分散してしまうことが気になります。

### 【対応策】

定款に相続人に対する売渡し請求条項の設置  
 議決権制限株式の活用  
 兄弟たちには議決権制限株式を交付することで、Aの株式に議決権を集中。  
 兄弟が持つ株式を会社が取得し、代わりに議決権制限株式を交付します。  
 拒否権付種類株式（黄金株）の発行  
 現経営者が一定期間黄金株を保持することで、経営に対してにらみを利かせる。



<本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所  
 TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp  
 ホームページ: <http://www//ookuchi-step21.jp> (大口NEWSのバックナンバーも掲載しています)